

---

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第35号（2013年2月24日）

---

# 控訴審期日が 7月9日に決 まりました！

◇ 目 次 ◇	
控訴審期日決まる	1
弁護団報告	2
総会報告	2-3
公開シンポ発言要旨	4-7
質疑応答	7-8
再請求開示決定について	9
開示の内容について	10-11
インフォメーション	12

東京高裁で2月5日に開かれた進行協議で、第3次訴訟控訴審の第1回口頭弁論が7月9日と決まりました。当日はぜひとも、多くの皆様が傍聴に参加してくださいませよう心よりお願いいたします。

控訴審とは言えすべての文書が対象となるわけではありません。外務省は昨年10月11日の東京地裁判決で違法とされた文書だけでなく、適法とされた文書の一部も開示すると表明していますので、対象文書は大きく絞り込まれるものと思われます。しかし、現時点では変更決定が出ていないので、判決を踏まえた開示文書の全容を明らかにすることはまだできません。

一方、昨年6月21日に起こした再請求に対する決定が1月21日になされ、多くの文書が新たに開示されました。外務省が再検討せざるを得なくなった結果であり、東京地裁判決により手にした成果と言えます。当会では再請求で開示となった文書を入手し、整理・分析を進め、今号のニュースでもその一端を報告しています。今後、ホームページでも全文書をアップするとともに、開示により明らかになった内容の報告会も開催する予定です。また、対象文書が確定しなければ控訴審はできませんので、7月9日の第1回口頭弁論までには変更決定がなされるものと思われます。あらたに開示されてくるであろう膨大な文書についても、逐次、ニュースやホームページで明らかにしていく計画です。

## 日韓会談文書開示第3次訴訟控訴審第1回口頭弁論

2013年7月9日（火） 午前11時～ 東京高裁809号法廷  
※判決後、報告集会を開催予定です（場所は未定）。

## 【弁護団報告】第3次訴訟、控訴審の進行協議始まる。

弁護団 東澤 靖

昨年10月11日の東京地裁判決から3ヶ月余を経て、ようやく2月5日に、控訴審の進行協議が東京高裁第8民事部（高世三郎裁判長）で開始されました。これまでにあったことは、被告国側の控訴（10月24日）、控訴の範囲の確定（12月10日：国側敗訴部分の約2割）、控訴理由書の提出（2月1日）です。なお、国側が控訴しなかった部分、さらには控訴の際に自発的に開示するといっていた文書については、もともとの不開示処分を変更する処分が必要ですが、それはまだなされていません。

原告（被控訴人）の側は、本年5月末までに国側控訴理由書に対する反論を提出する予定です。その上で、第1回の裁判期日が本年7月9日（火）午前11時（809号法廷）で開催されることも決まりました。

なお、東京地裁判決で原告側の訴えが退けられた部分もあります。この点については、原告側は附帯控訴（相手方が控訴をしたことによって可能になる控訴）を準備しています。ただし、それはすべてではなく、日韓会談の事実の解明に必要な部分を選んで行う予定です。

控訴審の裁判は、もともと事後的なチェックという性格を持っていますので、第1回期日のみで終結する可能性もあります。ぜひ皆さんの多数のご参加をお願いしたいと思います。

## 日韓会談文書・全面公開を求める会2012年度総会報告

事務局長 山本直好

2012年12月22日、午前10時半～12時まで、東京しごとセンターセミナー室において、日韓会談文書・全面公開を求める会の2012年度総会を開催しました。北海道から小林久公さん（強制動員真相究明ネットワーク事務局長）、大阪から市場順子さん（韓国の原爆被害者を救援する市民の会）、京都から中田光信さん（日本製鉄元徴用工裁判を支援する会）が参加してくださりました。

多くの活発なご意見をいただき、前号に掲載した提案内容が拍手で確認されました。前事務局長の小竹弘子さんから新たに提案のあった活動成果を出版する件については、1月27日の役員会で今後の課題として引き続き検討することを確認しました。以下に主に出されたご意見を掲載します。今後ともご支援ご協力をよろしくお願いします。

**田中宏さん（共同代表）**：私たちの取り組んだ裁判としては一番勝った判決。予想を越えた勝利だった。私も高校無償化問題で情報公開請求をしているが、情報公開は私たちの知る権利にかかわる身近な問題でもある。外務省は一部を自主的に開示すると表明したが、情

報公開制度の前進にも大きな役割を果たせたのではないか

**李洋秀さん（事務局次長）**：裁判所も国だし、外務省も国だし、国が国に対し、これは違憲であり犯罪である、罰金を払えというような判決を書くことは大変なこと。2勝1敗は高い勝率。不服はあるが成果は成果として次に進んでいきたい。

**小竹弘子さん（前事務局長）**：情報公開法で裁判でのインカメラ手続きが認められていない。裁判官が文書を見られないというばかな問題を今後も追及していかないといけない。

**張界満弁護士**：開示を命じられた文書の内、先日控訴の範囲として出されたのが58文書。不開示を維持された文書にはどのような文書があるかということ、不開示理由1の対北朝鮮の交渉上不利益となるというものが25ある。しかし、請求権問題等の文書の控訴対象はそれほど多くなくて、文化財の返還に関する不開示がほとんど。文化財の客観的なデータのような一審判決で隠す理由がないと切って捨てられている文書をしつこく控訴している。一方、判決で適法とされたものの内、国が開示する文書が判明した時点で付帯控訴する。国を相手にした行政訴訟なので、一審判決にあぐらをかくことなく、勝訴した部分は維持し、適法とされた部分は逆転判決を勝ち取ることに全力を挙げたい。

**太田修さん（共同代表）**：文化財関係の文書については、1950年代に国が調査をしており、朝鮮半島からの入手経路の情報が書かれているのではないかと。請求権関係では請求権の法的解釈についての文書が開示になっているようだ。それから金額の試算。

**市場順子さん**：私がこの裁判に注目しているのは、韓国で在韓被爆者の憲法裁判所決定と大法院判決が出たのは韓国で日韓会談文書が全面公開されたことがきっかけ。在韓被爆者は被爆者援護法の関係では勝訴しているが、根本的な賠償の問題では敗訴している。韓国では日本の方でももう一回頑張ってもらいたいという声が高まっている。しかし、何年かかって裁判をやっても全面公開に至らなければ、隠された部分が残る、「日韓協定で解決済み」という日本政府の主張を覆せないのではないかと。どのように、韓国の被害者の要求に応えた運動にしていくのか。

**張界満弁護士**：この訴訟も「日韓協定で解決済み」というならその根拠を示せということから始まった。全部開示にならなくても膨大な文書の中からなぜこの処理になったのかということをはっきりさせることはできるのではないかと。一審判決でそれだけの成果は上がったと思う。

**李洋秀さん**：今回の判決で評価するのは裁判所が分かりやすい一覧を作ったこと。本来こういうことは外務省がすべきこと。外務省があまりにもサボっている。30年ルールは30年公開してはいけないということではない。できるだけ早く公開すべき。

**小竹弘子さん**：今後、皆さんと一緒に取り組んできた記録をずっと残していくために書籍の発行を進めてほしい。



# 判決を読み解く ～日韓会談文書開示請求第3次訴訟～

2012年12月22日 東京しごとセンターセミナー室

## 10・11判決の概要と歴史的意義（発言要旨）

弁護士 齋藤義浩

- 1 東京地裁平成24年10月11日判決（以下、「本判決」という）において、開示請求対象文書382のうち、70.2%に当たる268文書について「開示せよ。」との判断が出された。
- 2 本判決の意義として、最も重要でかつ画期的な点は、いわゆる「30年ルール」（外交文書は、原則としてそれが発生してから30年以内に公開）を、わが国における情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国の主張立証のレベルを厳しくした点である。

すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、当該情報に行政機関情報公開法（以下、「法」という）5条3号又は4号にいう「おそれ」（国の安全が害される等のおそれ）に該当することを推認するに足りる事情として、被告国に対し、“追加的に”、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を要求した。

- 3 本判決は、その他にも以下の点で意義を有するものである。
  - (1) 韓国側で既に全面公開されている日韓会談に係る文書等他で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報（国の安全が害される等のおそれがあるもの）に該当しないとの判断を示した。
  - (2) 直接的ではないが、インカメラ審理（不開示情報を公開するかどうかの妥当性を非公開で審理する）の必要性に言及した。



# 強制動員真相究明と情報公開（発言要旨）

小林 久公（強制動員真相究明ネットワーク 事務局長）

日韓の請求権問題に関して、日韓会談でどのような話し合いが行われ、どのような結論になったかをまとめると次のようなこととなります。

- (1) 植民地の不法性については、意見として出されたが、議題からはずされた。
- (2) したがって、植民地支配の損害賠償問題は話し合われなかった。
- (3) 日本の請求権については、当初話し合われたが、米国の解釈により、日本の韓国に対する法的請求権はないものとして、韓国側の八項目の請求権についてのみ話し合いが行われた。
- (4) 日本側は、八項目について法的根拠のある請求については支払うことを認め、その支払い金額についての話し合いが続いたが、結論に至ることができなかった。
- (5) 米国の圧力があり、経済協力金の支払いで、請求権問題を解決済みとして処理することとなった。
- (6) その結果、経済協力金は賠償ではないが、その支払いで韓国政府は、八項目についての外交保護権を放棄し、請求権問題は解決することになった。
- (7) その結果、日本国内に残された韓国人財産は日本政府が任意に処理することとなり、韓国人の日本に残された財産を全て没収することになった。
- (8) そして、政府は、日韓条約で解決したのは国の外交保護権であって個人の請求権は消滅していないと繰り返し答弁しているが、韓国人からの支払い請求に応じていない。



日韓会談で話し合われたのは、八項目の実体的財産権についてであり、その財産権の支払いの金額がまとまらないので、その財産権に対する支払いではなしに、それとは別な経済協力金の支払いをもって、韓国政府は財産権に対する外交保護権を放棄することとで合意したのが日韓会談でした。

そして、日本政府は、韓国人の日本国内に残された財産を没収する措置法(法律第144号)を制定し、韓国人の財産を没収したのです。

政府が隠している「当該計算・査定額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値」とは、日本政府がこのようにして没収した金額・数値なのです。

日本政府が言う日韓条約で法的に解決したのは、このような解決であり、本来本人に支払われるべき財産を、韓国政府に経済協力金を渡し、本人に支払わなくすることができる仕組みを作ったものであり、庶民の言葉で言えば、韓国政府に経済協力金という得体の知れないお金を渡し、韓国人の財産を取り上げたのが日韓会談です。これは、韓国が外交保護権を放棄したことをいいことに、韓国人の財産を横取りした泥棒です。日本の国家が行った泥棒です。国内法(法律144号)で、それを合法化したとしても、犯罪であることには変わりありません。

このような解決は、韓国の被害者にとっては解決になりません。それで、戦後70年近くなるにもかかわらず日韓の戦後処理問題として残されているのです。政府は、このような説明をせずに事実を隠蔽し解決を長引かせているのです。

私たちは、政府に対して歴史の事実を明らかにすることを求め続けて行きたいと思いま

す。

## まだ公開されたと言うには程遠い日韓会談文書

李洋秀(イー・ヤンス)事務局次長

上の題目でシンポジウムの日、発表させていただき、またそのレジュメは当日参加した人たち全員に配布され、その後会のホームページでも紹介されているので、ここでは同じものが重複するような愚は避けたいと思います。

ただ日韓会談については圧倒的にマスコミの不勉強が目立ち、事実との乖離の激しさに戸惑うばかりです。今回の東京地裁における三次訴訟の判決を伝える新聞の見出しにも、朝日新聞『竹島文書訴訟』とか、東京新聞『竹島の文書開示命令』等枚挙にいとまがありません。

たしかに請求権協定（正式名称は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）ではその第二条の1で「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」とありますが、「文化財協定」には一切そんな言葉はなく、代わりに合意議事録の中に「日本国民が自発的に寄贈することは、政府としてはこれを勧奨する」という意思表示すらあるのです。

日本政府は国会で、二国間の条約で「最終的に解決」したのは外交保護権だけで、個人請求権は残っていると、ソ連に抑留された日本人を例に挙げて主張しました。注

一方、韓国では2011年8月「日韓会談で協議もされず協定の対象外になった軍慰安婦と在韓被爆者に対して、放置し続けているのは違憲である」と憲法裁判所が決定を下し、今年の5月24日韓国の大法院は、戦時中に旧日鐵、三菱重工に強制連行された被害者が、韓国の裁判所で起こした訴訟で、原告敗訴の下級審判決を破棄し、高等法院に差し戻す歴史的判決を出しました。判決文は「大韓民国憲法に照らせば日本の朝鮮支配は『不法な強占』であり、憲法精神と相容れない。（日韓請求権協定により両国間の請求権は、完全かつ最終的に解決したという）日本の判決は『大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突』し、『大韓民国の善良な風俗や社会秩序に違反する』という画期的なものでした。

それにしても何でも「日韓協定で完全かつ最終的に解決」と言い続ける日本政府は、竹島問題になると突然「両国間で未解決問題として残っている」と豹変し、何の一貫性もありません。それらの問題は戦後いつまで経っても日韓の障壁となり、棘のように刺さったままです。

日本軍により性奴隷（「従軍慰安婦」と呼ばれた時代もあった）にされた人たちに対する謝罪や救済・補償問題。強制連行されたあげくサハリンの地に見捨てられた韓国系の人たち。シベリアに抑留され名誉回復がされなかった旧軍人・軍属たち（帝国陸軍、満州国関東軍所属の日本人兵士及び南北朝鮮出身の朝鮮人兵士・軍属を含む）。在韓や在朝鮮被爆者たちの医療や救済・生活支援問題。強制連行された労務者・勤労挺身隊・軍人軍属の人たちの未払い賃金や供託金、払い戻しもできない郵便貯金や年金問題。戦後それらのすべての補償から国籍条項で排除されたまま、戦争責任だけは負わされ処刑されてしまったBC級戦犯の問題等々。



実際に在日韓国人三世・四世の永住権問題、法的地位問題に関しては25年も後回しにされてしまいました。また1910年生れの大平外相や韓国政府の代表は「1990年にはもう、われわれはお互い死んでいなくなっているから関係ない」と嘯いたのですが、事実1990年には協定永住権は消滅し、韓国籍のない在日も含み特別永住制度に一本化されることで、日韓地位協定の存続自体が消え去ってしまいました。これからも日韓条約では、何一つ「完全かつ最終的に解決」しなかったことがよく分かります。

日清戦争が終わって結ばれた「日清講和条約」（いわゆる「下関条約」）は、その第二条で「清国ハ左記ノ土地ノ主権竝ニ該地方ニ在ル城堡、兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス

- 一 左ノ経界内ニ在ル奉天省南部ノ地・・・
- 二 台湾全島及其ノ附属諸島嶼
- 三 澎湖列島・・・」

と、台湾や遼東半島を「永遠に日本に割与する」と謳っています。

また、日露戦争後のポーツマス条約も、その第九條で「露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主権ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス」と、サハリン南部を「永遠に日本に讓与する」と謳っているのですが、「永遠」な筈なのにもかかわらず今更、これらの条約が有効であると主張する人は誰もいません。

上の二つの条約は「永遠に」と書かれていても既に完全に無効であり、なぜ1965年の欠陥だらけの日韓条約だけがなぜ「何時までも永遠に有効であり続けるのか?」、この問いに日本政府はきちんと答える義務があります。

1965年の日韓諸協定締結は、日韓併合が何時から無効なのか、そもそも合法だったのか不法だったのか、植民地責任の謝罪や精算等、一切の合意もなしに、日韓両国が国交を回復しただけであって、その未解決のツケが今になって廻って来ているのです。

これをまた23世紀や30世紀の後世の責任に棚上げし続けるのでしょうか?

日韓政府の官僚や政治家、マスコミが本来持つ使命を全く果たせない中、日韓の市民が連帯して、これらの諸問題解決のために闘おうではありませんか。

注 1991年3月26日 参議院内閣委員会における、シベリア抑留者のソ連に対する請求権についての質疑 第120回国会内閣委員会第3号

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/120/1020/12003261020003c.html>

1991年8月27日 参議院予算委員会 第121回国会 予算委員会 第3号

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/121/1380/12108271380003a.html>

1992年2月26日 衆議院外務委員会 第123回国会 外務委員会 第2号

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/123/0110/12302260110002a.html>

1992年3月9日 衆議院予算委員会 第123回国会 予算委員会 第15号

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/123/0380/12303090380015a.html>

## 質疑応答より

小林：請求権協定の合意議事録があるが、この間外務省から市民に向けて説明したことはないと思う。服部良一議員が外務省の役人を呼んで「法的解決済みとはいかなるものか」と問いただしたことがある。その時に「合意議事録があるだろう」と聞いたら、「え？そんなものあるんですか」と言った。北東アジア課の職員さえもひょっとしたらそういう勉強をしていないで、協定の文言を繰り返していれば仕事が務まるという状況になっているの

かなと思う。また、「法的解決済み」ということについて外務省の役人と面会して話をする機会があったが、「どのような法的責任を解決したのか」と質問したら、担当の課長補佐は「そのようなことは考えたことはない」と答えた。「法的解決済み」は政府が宣伝しているが、実際の理解はかなり危うい。

**李：**竹島＝独島の問題で何も明らかにしないで日本の物だと言っているのと同じように、文化財に関する諸協定があるが、文化財協定には「最終的に解決した」とは一言も書いていない。逆に合意議事録の中に「民間のものは政府としては強制はできないから、どんどん韓国に返還することが勧奨される」と書いてある。それが政府の担当者やマスコミの手によると日韓問題は完全かつ最終的に解決したとすり替わってしまう。日清戦争の後、台湾が割譲されたときも「永遠に日本のものになる」と書かれていた。日露戦争後、南樺太が日本のものになったときも「永遠に日本のものになる」と書かれていた。日韓条約だけ永遠に効力があって他のものはないというのはありえない。

**田中宏共同代表：**日本は直轄植民地を3つ抱えていた。台湾と南樺太、そして朝鮮。これらの条約には「永遠に」と書かれている。この条約が有効に結ばれたというなら今でも日本の植民地ということになる。これは離婚しないという条件付きの結婚のようなもので非常にやっかいだ。そうするとポツダム宣言は日清戦争まで遡って戦争の清算を求めたと考えるしかない。そう考えると今年出た大法院判決はすごく重要だ。去年の憲法裁判所の判決は日韓請求権協定の中で仲裁条項を使ってやるべきことを韓国政府がやっていないのはおかしいとした。これは請求権協定の上で議論していた。ところが、大法院判決は請求権協定の外で議論している。植民地支配の非合法性に依拠して大法院判決は議論をしている。双方の貸し借りの清算というレベルではなく、もっと大枠のところで日本が植民地支配を行ったことに伴う歴史の清算という問題が今出ている。

**吉澤文寿共同代表：**請求権問題を具体的に議論したのは14年の交渉のうち1年足らず。その中で議論されたのは韓国から提示された8項目請求だ。8項目請求が出された背景にはサンフランシスコ条約の制約があって、日本と韓国との間では請求権について議論することになった。日本と韓国との間の歴史問題については、請求権というよりは基本関係の問題として議論になり、結局、「もはや無効である」という表現で、日本でも韓国でも通用するような解釈にしましょうということになった。

**太田修共同代表：**日本が損得の問題だというと韓国はただ単に損得の問題ではないとやはり植民地支配があったんだと途中までは言う。しかし、それはサンフランシスコ条約4条の問題ではないだろうと言われると「そうじゃないけれども」となってしまう。言いかけるが枠組みが決まっているので、交渉上ではそれ以上話が進まない。サンフランシスコ条約4条は連合国側と日本が決めたことで、重要なのは「連合国側」というところ。19世紀、あるいは18世紀から植民地支配をしてきた欧米の国々にとっては、悪いことをやったという認識ではなく、近代文明を未開の地域に分け与えてあげた。そういう理解の上で「請求権」というものが作られた。

# 1月21日に再請求分の開示決定が出ました。！開示となった43文書を先行入手！

事務局長・情報公開請求代理人 山本直好

既報の通り、去る2012年6月21日、すでに不開示（一部開示）決定が出ている日韓会談文書のうち、全面不開示文書及び一部不開示の請求権関係文書で作成年月日が交渉がつめの段階に入っていた1960年代のものを中心に136文書を情報公開法に基づき再請求を行いました。1文書はすでに開示済みの文書であったため、8月20日に決定が出て、残りの135文書については2013年1月21日までの期限延長がなされました。

当時は勝訴判決が出ることは予想していませんでしたので、すぐに不開示決定が出るだろうと予想し、異議申し立てで争う予定でした。ところが、再請求した文書も含めて勝訴判決が出たことからどうなるかと思っていたところ、部分開示40文書が全部開示に、不開示2文書が全部開示に、不開示1文書が部分開示になりました。

## 最高裁で敗訴が確定した第3次開示分も開示・部分開示に

私たちが大変驚いたのは、再請求分にはすでに最高裁で敗訴が確定した第2次訴訟の対象となっていた第3次開示分の文書も6件含まれていましたが、その内、2文書が不開示から開示へ、1文書が不開示から部分開示になっていたことです。昨年10月11日の判決で示された判断基準や付言により、改めて検討せざるをえず、開示決定に至ったものと思われまふ。10月11日の勝訴判決の影響の大きさを物語るものであると同時に、いかに第2次訴訟の審理がお粗末であったかを物語るものです。

## 未だに判決を受けた「変更決定」を出さない外務省

判決後、外務大臣は違法とされた文書の相当部分と適法とされた文書の一部を開示すると記者会見で表明しました。確かに外務省は裁判所にどの文書について控訴するかということについては回答していますが、情報公開法に基づく行政手続きである以上、開示決定がなされない以上は未だに法的な意味で責任を果たしたことはなりません。すでに一旦は開示・不開示決定がなされた文書ですので、「変更決定」がなされなければなりません、未だに決定通知が届いていません。不作為は続いていると言えます。

いつ変更決定がなされるか分からないという状況の一方で、再請求分の開示決定の閲覧・複写請求の期限が迫っていることから、やむなく、会としての成果を早期に確保するために手数料を支払った上で先行的に開示となった文書を手入することにしました。(内容については吉澤さんの報告をご参照ください。

## 92文書については異議申し立てへ

残りの92文書については、閲覧して内容を確認した上で、異議申し立てを行います。今後はインカメラ手続きを含む再審査に舞台が移ります。控訴審と異議申し立てを車の両輪として、すべての文書の開示を実現したいと思います。

# 2013年1月21日に外務省が開示決定した内容について

共同代表 吉澤文寿

この度開示された内容は大きく2点に分けて考えることができる。第一に、韓国政府外交通商部が開示したにもかかわらず、外務省が開示としていた内容である。第二に、日本政府の内部の議論に関する内容である。

第一の点についての典型的な例として竹島問題を取り上げたい。文書番号1340（5次開示、開示決定番号1089）の文書は日本政府の内部文書であるが、開示されたのは1962年11月12日の大平・金鍾泌会談での金鍾泌中央情報部長の発言である。その内容は「大平正芳外相が国際司法裁判所への提訴を要求したのに対して、金鍾泌がそれによって「勝敗の別がはつきり出る」より、米国を想定した「第三国の調停」を求めたというものである（同文書、2頁、9頁）。この発言は韓国政府が開示した「金鍾泌特使日本訪問（1962.10-11）」（分類番号724.41JA、登録番号796）165-166頁などですでに明らかになっている。

なお、竹島については、同文書16頁「竹島はそれ自体小さな島にすぎない」とか、文書番号68（3次開示、開示決定番号2201）の69頁「アシカの数が減少した現在経済的には余り大きな意義を有しない」などの文言が新たに開示されている。外務省は国際司法裁判所提訴以外に竹島領有権問題の解決方法について議論された内容や、竹島の価値を低く見るような内容を不開示にしてきたのである。

韓国政府が開示した内容という論点に戻れば、それにもかかわらず、依然として外務省が開示としていない部分がある。文書番号1826（6次開示、開示決定番号1165）の15-36頁に、先の大平・金会談での大平の発言内容がある。これは会談当日に日本側が韓国側に手渡したメモとして、「金鍾泌特使日本訪問」168-171頁に同様の内容が開示されている。その竹島問題に関する発言で、「領土紛争などに関するこの種の裁判の先例でも明らかにおおきく、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過してからとなるわけであり、差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解せられたい」という部分が、外務省の文書では不開示のままである。

第二の日本政府の内部の議論に関する内容については、請求権問題を例に考えたい。1962年1月に大平正芳官房長官が大蔵省と外務省に韓国側の請求権に対する試算を指示した結果、大蔵省が1600万ドル、外務省が7000万ドルという数字を出したことは、大蔵省理財局外債課作成の『日韓請求権問題参考資料（第二分冊）』（1963年6月）などで明らかになっていた。今回の開示決定により、その数字の内訳や具体的な試算方法の概要が明らかになったことは一歩前進であろう。

この内容を端的に示しているのは、文書番号376（5次開示、開示決定番号804）の「日韓関係想定問答（未定稿）」（大蔵省理財局外債課作成、昭和37年2月26日付）である。とくにその37頁にある「日韓請求権金額積算一覧表」に大蔵省と外務省が算出した数字の内訳が記されており、この文書の他のページや、他の文書でそれぞれの項目の根拠になる内容が開示されている。

一例として、「日韓関係想定問答（未定稿）」31-32頁の「被徴用韓人補償金」の項目を紹介したい。大蔵省は「終戦時の現在員に対して日本への引揚者同様の趣旨で何等かの援護措置を行うとすれば、引揚者給付金をもって便宜これに代えるのも一方法」であるとして、そのときの積算を2,248百万円とした。その根拠は、「365千人(当時の非公式記録の鮮人労務者)×二分の一(朝鮮帰還率推定)×17.6千円(給付金20才~50才実績平均)×70%(南鮮人分)」というものである。また、外務省の試算は10,184百万円であり、その内訳は「一般労務者6,940(365千人×20千円×95%)」「復員軍人軍属2,700(192千人×20

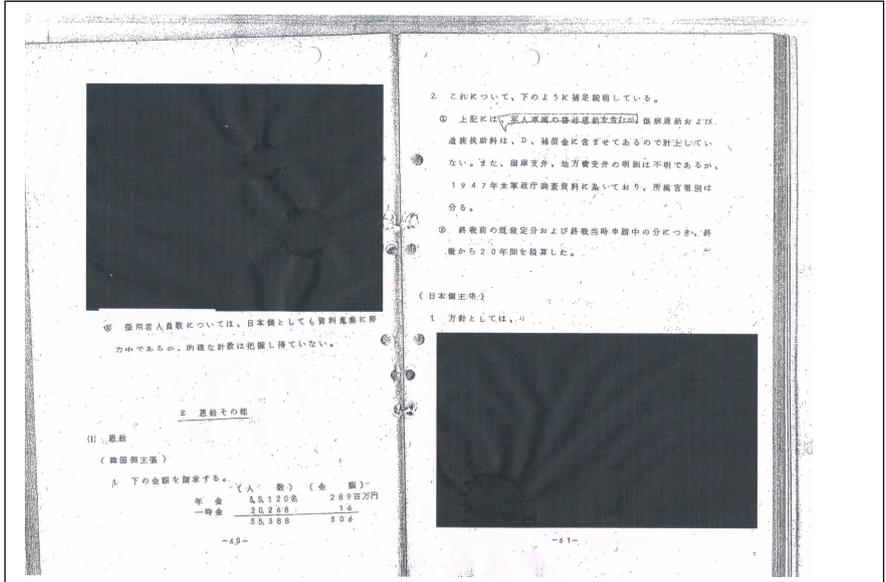
千円×70%)」「死亡軍属 544(15.5 千人×5 万円×70%)」である。

今回開示された数字やその根拠を検討すれば、日韓会談における請求権が植民地支配下の法律関係を前提とする債務・債権関係の清算を目指すものであり、戦争および植民地支配に起因する被害そのものを議論する場ではなかったことがいっそう明らかになる。朝鮮人被爆者や日本軍「慰安婦」はもちろん、強制連行・強制労働そのものに対する謝罪や補償については、一切話し合われていない。このことは 2010 年 8 月の韓国憲法裁判所決定や 2012 年 5 月の韓国大法院判決の内容を裏付けるものであると言えよう。

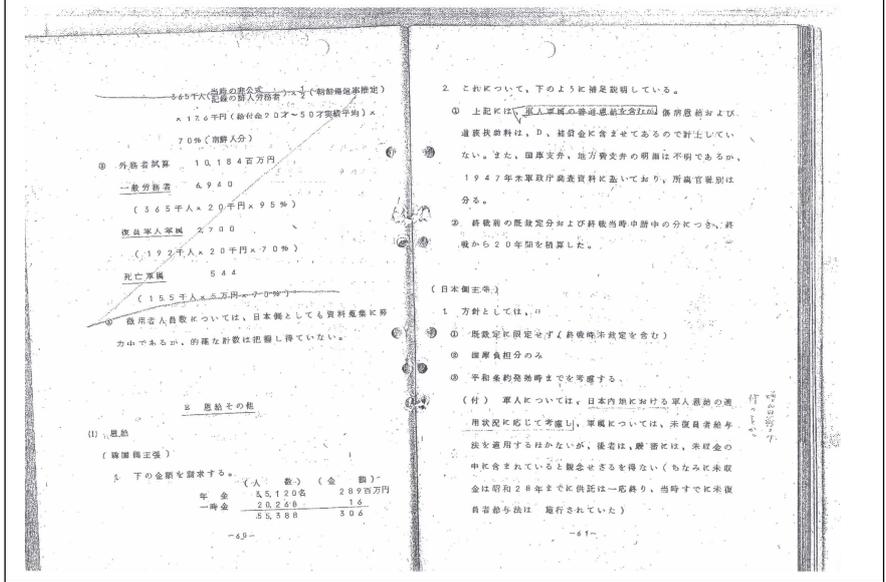
このように、今回の開示決定によって、新たに明らかになった内容が含まれており、私たちの運動の成果として一步前進したと言えるだろう。しかしながら、韓国政府がすでに開示しながら、依然として不開示となっている内容は言うまでもなく、すでに作成から 30 年はおろか、50 年以上経っている文書が少なくない。日本政府は村山談話などによって、すでに植民地支配に「お詫び」の立場を示しているし、排他的経済水域についても日韓国交正常化以後に浮上してきた問題である。日朝交渉にしる、竹島問題にしる、日韓会談の議論の基礎となっている観念が今日では通用しないことをふまえるなら、その内容が直接日本の立場に影響を与えるとは到底考えることができない。したがって、日韓会談文書の全面開示を改めて要求したい。

日韓関係想定問答 (未定稿)

2008年8月9日開示決定分(部分開示)



2013年1月21日開示決定分(全部開示)



### 公開シンポジウム

## 「開示された文書から暴かれる真実～外務省は何を隠そうとしたのか～」(仮称)

【日時】 2013年6月15日(土) 午後1時～5時

【会場】 港勤労福祉会館(予定)

【内容】 10・11東京地裁判決の意義とその影響

開示文書の全容と主なテーマごとの分析についての報告

※詳細は次号のニュース・ホームページ等でお知らせします。会場も変わる可能性がありますので、ご確認ください。

### 【インフォメーション】

## 「東アジアに平和体制を構築するために今問われる日本の植民地「清算」

(日時) 3月3日(日) 午後1時半～4時半

(会場) 東京しごとセンター・5Fセミナー室

JR・地下鉄飯田橋駅下車徒歩8分

ホテル・エドモント隣

(参加費) 700円

(講師) 上村英明さん(恵泉女学園大学教授)

(主催) 強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

(連絡先) 連絡先 携帯 090-2466-5184(矢野)

メール [cdi02510@par.odn.ne.jp](mailto:cdi02510@par.odn.ne.jp)

## 第6回強制動員真相究明全国研究集会「強制動員真相究明の到達点と今後の課題」

(日時) 2013年3月30日(土) 13:00～18:00

(会場) 東京大学駒場キャンパス 18号館ホール(京王電鉄井の頭線駒場東大駅)

(参加費) 無料(資料代 一般1000円 学生500円)

(主催) 強制動員真相究明ネットワーク

(連絡先) 携帯電話 090-2070-4423(小林) メール: [q-ko@sea.plala.or.jp](mailto:q-ko@sea.plala.or.jp)

会員更新・控訴審への  
カンパにご協力をお願い  
します。

(郵便振替)

日韓会談文書・全面公  
開を求める会

00820-7-10

2287

(年会費)

3000円(年金・学  
生は1000円)

## 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

E-mail: [nikkanbunsho2012@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsho2012@yahoo.co.jp)

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>